奈良県事務処理の特例に関する条例の 一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十五年十二月十七日

奈良県知事 荒 井 正 吾

奈良県条例第二十六号

を次のように改正する。 奈良県事務処理の特例に関する条例 奈良県事務処理の 特例に関する条例 (平成十二年三月奈良県条例第三十四号) \mathcal{O} 一部を改正する条例 \mathcal{O} 一部

村」を「山添村 別表第一の一の項市町村 平群町」 に、 の欄 中 「安堵町」 「大和高田 を「安堵町 市 を 「奈良市 川西 町 大和高 に改める。 田 市 に、 Щ

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 表第一 対してなされた届出で、 1 に地方自治法 ては、 この条例の施行の 及び執行することとなる事務に係るも の上欄に掲げ 当該市町村の長に対してなされた届出とみなす。 (昭和二十二年法律第六十七号) 際この条例による改正後 る事務に係るこの 施行日以後に 条例 お V の施行 のは、 7 は同表 \mathcal{O} 第九条 奈良県事務処理 施行日以後における同 \mathcal{O} の下欄 日 の五第 (以下 に掲げ 「施行 項 の特例に関する条例別 の規定に る市 日 町 法 とい 村 ょ の適用につ \mathcal{O} . う。 長が管理 り 知 事に 前